

春日丘自治会会則

(全第1条から第17条)

(名称及び事務所)

第1条 本団体は、春日丘自治会(以下「自治会」という)と称し、深谷市自治会連合会川本支会に属し、その区域は川本支会の組織及び運営の基本事項による春日丘地区とする。また自治会事務所は会長宅に置く。

(目的)

第2条 自治会は、会員の相互の親睦を深め、住民の増進を図るをもってより豊かな地域づくりに寄与することを主たる目的し、会員相互および自治会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の連携を強化し、教養を高め、生活環境の整備と美化を図り、地域の防犯・防災等安全活動に努め、福祉を増進し、行政との協議・協力を進めつつ、会員が安心して暮らせる住みよい地域づくりを行うこととする。

(会 員)

第3条 自治会の会員は、自治会の趣旨に賛同する者で、次の各号のひとつに該当する者とし、春日丘地区に居住する者の世帯及び事業所並びにこれに準ずるものをもって構成する。ただし、事業所は賛助会員とし議決権は有しない。

- (1) 会 員 自治会の地域内に居住する者。
- (2) 賛助会員 自治会の地域内で事業を行っている者

(入 会)

第4条 自治会に入会しようとする者は、班長、または会長に届け出るものとする。

2 自治会は、前項の入会届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 自治会の区域に入居した世帯があったときは、班長および役員は、その世帯に自治会の趣旨を説明し、入会の案内に努めるものとする。

(脱 会)

第5条 自治会の会員は、次の各号のひとつに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 会員が退会の届け出を会長に行ったとき。
- (3) 特別の理由なく、会費を1年以上納付しなかったとき。
- (4) その他、公序良俗に反する行為等により、会員にふさわしくないと役員または会長が判断し、退会を命じたとき。

(事 業)

第6条 自治会は第2条の目的を達成するため次の事業を行い。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 自治会内外の各種団体との連絡調整に関する事。

- (4) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設等の管理に関すること。
- (6) 地震、その他の災害にかかる防災活動に関すること。
- (7) 自治会の発展に寄与する調査・研究及び資料収集・配布に関すること。
- (8) その他自治会の目的を達成するために必要な事業。

(役員等)

第7条 自治会には、次の役員及び各千専門部員、委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名(副会長兼務)
- (4) 会計監査 2名
- (5) 班長 6名
- (6) 専門部員(班長兼務可)
 - (ア) 環境美化担当部員 2名(正・副会長兼務)
 - (イ) 教養部員 2名
 - (ウ) 体育部員 2名
 - (エ) 農家組合長 1名
 - (オ) 自治防災部員 3名(正・副自治会長と他1名)
- (7) 委員
 - (ア) 民生委員 1名
 - (イ) 地区防犯推進委員 1名(自治会長兼務)
 - (ウ) 集会所運営委員 全2名(正・副自治会長兼務)
 - (エ) 共済組合委員・評価委員 1名
 - (オ) 寄居交通安全協会交通委員 1名

2 会長・副会長・会計・会計監査・専門部員は、役員会において選出し、総会の承認を得て決定する。

3 専門部員は、総会において、互選され、同時に総会の承認を得て決定する。

4 委員は、総会の承認を得て決定する。

3 班長は、各班の互選とし、その班長が自治会の役員となる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、自治会を代表し、自治会の会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、また、第7条の定める専門部を監督する。

3 会計は、自治会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 会計監査は、自治会の会計監査を行う。

5 班長は、班をまとめ、自治会の業務に協力する。

7 専門部員は、自治会の次の業務を分担し、その運営にあたる。

- (1) 環境美化担当 (自治会連合会と連携した地域の美化運動・環境保全整備等)
- (2) 教養部 (地域文化事業等の企画・執行)
- (3) 体育部 (体育行事の主催および各種体育行事等への参加)
- (4) 農家組合 (地区農家への情報提供等)

(5) 自治防災部（地域防災活動の立案と組織編制）

(役員任期)

第9条 役員は、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 民生委員の任期は、民生委員法に基づくものとする。
- 3 任期中に役員が欠けたときは、第7条に定めにより役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類及び議長)

第10条 自治会の会議は、総会、正副会長会、役員会、専門部会とする。

- 2 総会は、自治会の最高議決機関であり、定時総会・臨時総会とし、会員世帯をもって構成し、会議の議長は会長があたる。
- 3 役員会は、会計監査を除く第7条の役員をもって構成する。
- 4 専門部会は、各専門部員および関係役員をもって構成する。

(総会)

第11条 総会は、役員及び会員をもって構成し、毎年1回会長が召集する。ただし、役員会の議会及び会員の3分の1以上の要求があった時は臨時に開催しなければならない。

- 2 総会において決議は、会議出席者の過半数とする。
- 3 総会においては次の事項を付議しなければならない。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、役員会で必要と認められた事項

(正副会長会)

第12条 正副会長会は、会長が必要の都度招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営及び事業の執行の監視、特に協議を必要とする事項
- (2) 会長が必要と認め、かつ、緊急を要する事項
- (3) 役員会から委任を受けた事柄

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要の都度招集し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営と執行の関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第14条 自治会の事業を円滑に実施するため、必要な部会を置くことができる。

- (1) 各部会は部員が召集し、会議を主宰する。
- (2) 部員は、部会を招集する時は、あらかじめ会長に通知するとともに、部会の協議経過及び結果を会長に報告しなければならない。

(会費等)

第15条 自治会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 自治会の会費は、世帯年額5,000円とし、賛助会員は年額10,000円とする。会費は各班において徴収し、班長がまとめて会計年度において定められた期日までに会計に納入する。なお、賛助会員の会費の徴収は会長または会長に委託された役員が行い、その際、自治会の事業活動等を説明し、その理解を得つつ適正に行うこと。

3 会長は会員に特別の事情がある場合、役員会に諮り、会費を一部減免することができる。

(会計年度)

第16条 自治会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日とする。

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、自治会の運営に関し、必要な事項は役員会及び会長が別に定める。

附則

この会則は、平成23年7月1日から施行をする。